eClear重要事項説明確認書

年　　月　　日

株式会社eClear　御中

弊社は、本eClear重要事項説明確認書（以下「本確認書」）**第2項**に定義された取引を実施するに先立ち、以下の重要事項説明を受け、その内容を理解したことを記します。

1. 株式会社eClear（以下「eClear」という。）は、以下の機能に基づくサービスを提供する一方、自身がポジションを取り且つプライシングを行うことに基づくトレーディング行為は一切行わない。
	1. 本確認書**第3項**に定める取引相手方（以下に定義する。）との同項に定める反対取引（以下に定義する。）が電力現物取引である場合
		1. 利用者から見た取引相手方の与信リスクを低減する機能（特種取引\*を除く）。
		2. 取引相手方から見た利用者の与信リスクを低減する機能（特種取引\*を除く)。
		3. 利用者及び取引相手方の匿名性を担保する機能。
		4. 利用者および取引相手方との間で発生する契約書管理や与信管理をはじめとする売買関連実務を簡素化する機能。
		5. 取引相手方の探索コストを低減する機能。
	2. 取引相手方との反対取引が電力先物取引である場合
		1. 利用者と当社による電力現物取引と、取引相手方と当社による電力先物取引という異なる契約形態の取引を接続する機能。
		2. 利用者及び取引相手方の匿名性を担保する機能。
		3. 利用者および取引相手方との間で発生する契約書管理や資金流動性管理をはじめとする売買関連実務を簡素化する機能。
		4. 取引相手方の探索コストを低減する機能。

\*「特種取引」とは、eClear契約履行保証及び手数料細則**第5条**に規定する取引をいう。

1. eClear取引（以下「本取引」という。）とは、eClearが2025年1月29日に制定した「eClear一般規約」並びに「eClear取引細則（BG渡し）」、「eClear取引細則（JEPX渡し）」及び「eClear契約履行保証及び手数料細則」（以下総称して「本規約類」、各々を「各本規約類」という。）が適用される取引のことを指し、以後各本規約類のアップデート版が制定された場合は当該各本規約類が適用される取引を含むものとする。
2. 本取引は、eClearが弊社と締結するeClear電力受給個別契約（以下「個別契約」といい、未締結の個別契約であって、弊社がeClearに対しその締結を新規に申し込むものを「新規個別契約」という。）に基づく電力現物取引を実施すると同時に、eClearが当該電力現物取引に対応する反対売買である電力現物取引または電力先物取引（以下「反対取引」という。）を第三者（以下「取引相手方」という。）と実施するものである。
3. 本取引実施に先立ち、弊社は適用される本規約類について理解し、同意する。
4. 反対取引が取引相手方との間で成立することが合理的に見込まれる場合、弊社はeClearに対して新規個別契約の締結に関する新規の申込み（以下「ポスティング」という。）を行うものとする。eClearはポスティング内容が取引極度額（本規約類にて規定された取引可能な金額の総額をいう。）の範囲内にあることが確認できた場合、承諾する旨の通知を行うことができ、弊社が当該通知を受領することをもって新規個別契約が成立するものとする。
5. 弊社によるポスティング及びeClearによる当該ポスティングを承諾する旨の通知は、電話、電子メール、チャットツール若しくはその他のコミュニケーション手段、又はeSquare Live上で行われるものとする。
6. 個別契約締結に必要な弊社及びeClear間の合意事項は以下とする。
7. 電力の受電者及び給電者
8. 取引日
9. バランシンググループ（BG渡しの場合）
10. 適用される本規約類
11. 受渡方法
12. 反対取引の種類
13. 受電エリア及び給電エリア
14. 電力の受給期間（受給開始期日、受給終了期日及び受給除外期日）
15. 受給パターン
16. 契約電力及び総契約電力量
17. 電力量料金単価及び総電力量料金
18. その他特約条項（もしあれば）
19. 合意された個別契約の内容は、eClearが作成する「eClear電力受給個別契約 契約内容控え」に記載され、eClearより弊社が別途指定するメールアドレス宛に電子メールにて送付される。
20. 本規約類は個別契約の一部をなす。本規約類は<https://support.enechain.co.jp/hc/ja/articles/7568141880857>にて公開するeClearが定めた本取引に於ける取引条件であり、全ての本取引に適用される。個々の取引に適用される本規約類のバージョンは、個別契約で指定される。なお、法令・条例・規則等の改正により変更が必要となった場合、その他eClearが必要と判断した場合、eClearは本規約類のアップデート版を制定する場合がある。但し、弊社及びeClearが合意しない限り、締結済みの個別契約に適用される本規約類のバージョンが変わることはないものとする。現に存在する個別契約については、当事者の義務の履行が完了するまでなお効力は存続するものとし、当該義務の履行の完了までの間、当該個別契約に関する限りにおいて関連する本規約類の規定が適用されるものとする。
21. 弊社は、eClearに書面（電子メールを含む。）による通知をすることで、本取引の利用を中止することができるものとする。但し、当該利用中止の場合においても、現に存在する個別契約については、当該個別契約の当事者の義務の履行が完了するまでなお効力は存続するものとし、当該義務の履行の完了までの間、当該個別契約に関する限りにおいて関連する本規約類も存続するものとする。
22. 弊社は、本確認書、本規約類及び個別契約の内容を正確に理解し、かつ、取引権限を有する者として登録したトレーダーのみに本取引を実施させ、それ以外の者が、弊社を語って本取引を実施する事のないよう社内の体制を整備することに責任を負う。
23. 本確認書は本取引の概要及び弊社の負う責任を説明するために交付されるものであり、本確認書への捺印により特定の取引が成立するものではない。

以上

弊社は、株式会社eClearより、本取引の実施前に、本確認書及び取引における留意事項説明資料の交付を受け、本取引の概要及び関連するリスクを理解し、本確認書に記載された各事項を遵守することを誓約しますので、以下に捺印します。

【本店所在地】

【会社名】

【役職】

【氏名】 (印)